

川崎町学校教育情報化推進計画

令和7年1月
川崎町教育委員会

◆◆目 次◆◆

計画の策定について	
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の期間.....	1
第1章 これまでの教育情報化の取り組み	
1 主な情報機器、学習支援アプリ等の導入状況.....	2
2 これまでの取り組みの総括.....	2
第2章 学校教育の情報化の基本方針	
1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進.....	4
2 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保.....	4
3 ICT環境の整備.....	4
4 校務におけるICTの活用.....	4
第3章 学校教育の情報化の施策	
1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進.....	5
① デジタル教材等の充実	
② 情報セキュリティと個人情報・プライバシーの保護	
③ インターネット上の情報の評価・理解能力の育成	
④ 教育機会を確保するためのICT活用	
2 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保.....	6
① 研修会の開催	
② 教職員全体のスキルアップ	
3 ICT環境の整備.....	6
① 情報機器等の整備・更新	
② 学習用ネットワークの整備・改善	
4 校務におけるICTの活用.....	7
① 校務の情報化に向けた取り組み	
② 統合型校務支援システムの導入	
③ 教職員間の情報共有	
④ 学校・保護者間の連絡	
第4章 学校教育情報化の数値目標	
1 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画.....	8
① 端末整備・更新計画	
② ネットワーク整備計画	
2 数値目標.....	11

計画の策定について

1 計画の趣旨

文部科学省が提唱した「GIGA スクール構想」を踏まえて町でも児童生徒1人1台の学習用端末の配備、高速通信可能な無線通信機器の整備、デジタル教材の導入等を進めてきました。

国では児童生徒の個性や特性に応じた「個別最適化された学び」と、自分とは異なる考え方に触れながら学びを深める「協働的な学び」を一体的に充実することの重要性を示しており、ICT 機器や先端技術が必要不可欠なものとされています。

本計画は、GIGA スクール構想等を含んだ教育の情報化に関する町の方向性を示すものです。

2 計画の期間

令和6年度から、第6次川崎町長期総合計画（前期基本計画）の終期に合わせて令和8年度までの3年間とします。

この間、文部科学省が示す教育情報化に係る方向性を適時に取り入れて、本計画の内容を見直すものとします。

第1章 これまでの教育情報化の取り組み

「子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現」を目的として、令和元年12月に文部科学省が公表した政策方針「GIGAスクール構想」を基に、町内小中学校の児童生徒に1人1台の学習用端末を配備するとともに高速通信が可能なネットワークを整備するなど、情報教育環境の大規模な整備を実施しました。また、学習支援アプリ等の導入により児童生徒の学習状況に合わせた新たな学びへの取り組みを進めてきました。

1 主な情報機器、学習支援アプリ等の導入状況

（令和3年3月）

- ・学習用端末（iPad）を全児童生徒用に547台、教職員用に82台整備。
- ・各小中学校の校内LANを整備し、普通教室及び特別教室等に無線アクセスポイントを設置。
- ・各小中学校に学習用のインターネット接続点を設置。

（令和3年9月）

- ・オンライン学習ツール「Google Workspace for Education」を導入。

（令和4年度）

- ・学習用端末から利用できる各種デジタル教材（ドリル、デジタル教科書等）を導入。

（令和6年度）

- ・学校保健業務を管理するシステムを導入。

2 これまでの取り組みの総括

文部科学省が提唱した「GIGA スクール構想」を踏まえて令和3年度以降、学習用端末やデジタル教材等を活用した新しい学びが始まりましたが、情報機器を授業等で活用する取り組みが始まって間もないため、以下の課題が生じています。

（1）「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する課題

令和6年度全国学力・学習状況調査の質問紙で、小学校においては「5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」という質問の回答は次のとおりです。

小学校	週3回以上	町 55.0%	国 59.5%・県 66.5%
-----	-------	---------	-----------------

中学校においては「1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」という質問の回答は次のとおりです。

中学校	週3回以上	町 34.9%	国 64.4%・県 76.8%
-----	-------	---------	-----------------

小学校、中学校ともに、全国・宮城県より低い使用状況であり、特に自分の考えを発表する場面などにおけるICT機器の活用が、かなり低く学校の授業や学習において情報機器等を積極的に活用している状況ではありません。

（2）教職員の指導に係る課題

情報機器の利活用のノウハウが不足していることや、苦手意識のある教職員が消極的なことから、学校間や学級間で、ICT機器を授業で活用する頻度に差が生じています。

（３）学校における働き方改革に関する課題

多忙な教職員の作業負担を軽減し、どのようにして教育活動に充てる時間をつくるかという課題を全国すべての学校が抱えています。

ICT を活用して、児童生徒の成績処理、保護者との連絡や関係機関への報告、さまざまな資料の作成など校務に係る業務負担の軽減を図る必要があります。

また、教育委員会部局だけでなく町全体でペーパーレス化が進んでいないことや、公文書の保管が紙媒体と規定されており電子決裁が進められないなど、職員の働き方改革を進めるうえで解消できていない課題が多くあります。課題の解決に当たっては、町全体での取り組みが必要となります。

第2章 学校教育の情報化の基本方針

1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進

新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現と児童生徒の情報活用能力の育成のため、授業において効果的に活用できるデジタル教材等の充実を図ります。

児童生徒が新たな技術やサービスを安全に活用していくためには、様々なリスクに適切に対処できる能力を身につけることも必要です。児童生徒の情報モラル・セキュリティ意識の向上を図ります。

2 教職員のICT活用指導力の向上

授業でICTが積極的に活用されるためには、教職員がICTを活用して指導する力を身に付ける取り組みが必要です。情報機器やデジタル教材等を活用した授業の質の向上に向けて、さまざまな研修を企画・開催します。

コミュニケーションツールを活用し、教職員が持つICT活用に関するアイデア、ノウハウを共有し、教職員全体のスキルアップを促進していきます。

3 ICT環境の整備

老朽化した情報機器は故障や性能低下が発生しやすく、授業に支障をきたす可能性があります。1人1台端末の更新は、多額の費用を必要とするため、国による機器更新費補助等を活用しながら更新を行います。

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末は、ネットワークを通じてクラウド上のデータやサービスを活用することを前提としています。クラウドサービスを活用するためには、ネットワークの高速大容量化などICT環境の整備が欠かせません。既存のICT環境を見直し、より使いやすく快適な通信環境の整備に努めます。

4 校務におけるICTの活用

ICTを活用し、業務改善を目指します。学校における校務の負担軽減を図り、教職員の長時間労働を削減することで、児童生徒と関わる時間や授業の質を向上させるための時間を増やし、学校全体の指導力の向上につなげます。

第3章 学校教育の情報化の施策

1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進

① デジタル教材等の充実

(1) デジタルドリル

町では、令和4年度からドリル教材を導入しています。ドリル教材は、児童生徒一人一人に合わせた学習を進めることができ、学力と自ら主体的に学ぶ力の向上が期待されます。

今後もドリル教材の拡充・導入を継続します。

(2) 指導者用デジタル教科書

指導者用デジタル教科書は、デジタル化した紙面の教科書を電子黒板などに映し出し、紙面の拡大表示や書込みができるほか、音声や映像などさまざまなコンテンツを活用することで、学習指導効果を高めることができます。

町では、令和3年度から「指導者用デジタル教科書」を一部教科で導入を開始しました。小学校においては令和6年度から、中学校においては令和7年度から全ての教科で導入し、今後も継続しICT教育の推進を図っていきます。

(3) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、デジタル化した紙面の教科書を学習用端末で閲覧することができ、動画や音声などのコンテンツと合わせて学習できるようになっています。

町では、令和4年度から英語、令和5年度から一部の小中学校で算数・数学の学習者用デジタル教科書実証事業に参加してきました。

国において令和6年度から英語が先行導入されましたが、他の教科の本格導入は示されていないため、動向を注視するとともに、学校の要望を聞きながら学校間での格差が生じないように導入を検討していきます。

(4) 学習（授業）支援ツール

学習（授業）支援ツールは、学習用端末の画面のモニタリング、教職員の手元にある教材の配布、個々の児童生徒の書き込みをリアルタイムで共有することや文書等のファイルを共同で編集できる機能などを有しています。

町では、学習用端末導入時から、「Google Workspace for Education」を利用し、効果的かつ効率的に学習活動が行えるような環境を整備してきました。

新しいデジタル教材や学習支援ツールの導入に当たっては、活用事例を共有し、教育現場での教職員の意見を取り入れて、より効果的な活用方法を模索しながら整備を進めます。

② 情報セキュリティと個人情報・プライバシーの保護

個人情報・プライバシー保護の重要性を学ぶ機会を設け、児童生徒自身が SNS 等の利用に関する注意点、プライバシー保護の重要性、人権・知的財産権等について自主的に考え、行動できる能力を育成します。

③ インターネット上の情報の評価・理解能力の育成

インターネット上に流通する様々な情報について、信頼性のある情報と信頼性のない情報を児童生徒

が自ら判別できる能力を育成します。

④ 教育機会を確保するためのICT活用

特別な支援を必要とする児童生徒や不登校の児童生徒に対して、学習上の困難を和らげる教材やソフトウェアの付加、オンラインでの授業配信など教育機会の確保に取り組みます。

2 教職員のICT活用指導力の向上

① 研修会の開催

県や民間企業等が開催する情報機器やデジタル教材の活用方法等の研修に参加する機会を増やし、また長期休業期間等に町内研修などを開催し教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

② 教職員全体のスキルアップ

デジタル教材やクラウドサービスのより効果的な活用方法を教職員同士で共有できる環境を整備し、教職員全体のスキルアップを図ります。具体的には、定期的なワークショップの開催やコミュニケーションツールによる学校間の意見交換の場を整備します。

3 ICT環境の整備

① 情報機器等の整備・更新

安定したICT環境を維持するため、老朽化した機器や新たな情報通信技術に適さない情報機器等の整備・更新を行います。導入済の主な情報機器は、以下のとおりです。

(導入済の主な学習用機器)

機種・規格等		導入年月	数量
児童生徒用学習端末	iPad	R3.3	537 台
	iPad	R5.3	10 台 (予備機)
教職員用学習端末	iPad	R3.3	82 台
オンライン学習用機器	Web カメラ等	R4.11	25 セット
	ノートパソコン	R5.9	25 台
液晶モニター	65 インチ	R3.2	6 台
		R3.11	15 台
AppleTV		R3.11	15 台
プロジェクター		R3.2	29 台

(導入済の主な校務用機器)

機種・規格等		導入年月	数量
教職員用校務端末	ノートパソコン他	R3.2	パソコン 37 台 プリンター 4 台
教職員用校務端末	ノートパソコン他	R3.11	パソコン 40 台 プリンター 13 台

② 学習用ネットワークの整備・改善

インターネット接続は、令和2年度の整備当初は教育委員会経由での接続方式でしたが、令和5年度に各小中学校から直接インターネットプロバイダに接続する方式に変更し速度遅延などは解消されています。しかし、今後学習用端末の同時利用数やベストエフォート型の光回線サービスの混雑状況等により遅延が生じる可能性があります。

無線機器の新たな規格、インターネット接続状況等に応じて快適な情報学習環境の整備に努めます。

4 校務におけるICTの活用

① 校務の情報化に向けた取り組み

教職員の負担軽減、業務の効率化の観点から、校務の情報化に向けた取り組みとして、会議資料のペーパーレス化や押印廃止等を可能とする校務手続きの見直し、学校内部のルールや慣習の見直し汎用のオンラインツールの利活用を積極的に進めていきます。

② 統合型校務支援システムの導入

保健系のシステムのみ導入し、校務支援システムは導入していません。教職員の負担軽減、働き方改革のため、早急に導入できるよう準備を進めていきます。

③ 教職員間の情報共有

校内や教育委員会を含めた学校間のコミュニケーションを円滑にし、業務等の効率化を図るため、教職員間の連絡、データやスケジュール等の共有を可能とするグループウェア等のツールの導入を検討します。

④ 学校・保護者間の連絡

学校から保護者への情報発信は、児童生徒の学校での活動を理解していただくうえで重要です。学校からのたよりの配信、欠席の連絡の受付け、保護者あてアンケートなどのオンライン化により保護者の利便性向上や教職員の業務負担軽減、校務の効率化を図ります。

第4章 学校教育情報化の数値目標

1 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和3年3月にGIGAスクール構想により整備した児童生徒1人1台端末（iPad）は、使用年数の経過に伴い故障の増加等が懸念されます。

端末の更新に当たって、国の補助制度「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用します。当事業の実施に係る計画は以下のとおりです。

① 端末整備・更新計画

（１） 端末整備・更新計画

令和8年度末までに学習用端末の更新を行います。新たに導入する端末の台数は、令和8年度の全校児童生徒分と予備機（国が示す、故障率を勘案した児童生徒数の15%）を予定し、以降5年間“1人1台端末”を維持できる台数を整備します。

（２） 教職員用学習端末の整備

令和3年3月に行った学習用端末の整備と同時に、授業を担当する教職員全員に教職員用学習端末を配備しています。教職員用学習端末は、学校での日常的な利活用を進めるためにも必要であるため、引き続き校長、教頭、主幹教諭、教諭等に端末を配備します。

（３） 更新対象端末の再使用（リユース）について

教職員用学習端末と予備機も含め629台あり、これらの更新対象端末は公共施設（公民館事業等）での再使用を検討しております。

なお、再使用の予定のない端末については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者や資源有効利用促進法に基づく製造事業者へ処分（再使用・再資源化）を委託する予定です。

(年度別端末整備状況等)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	439	431	410	398	376
② 予備機を含む 整備上限台数			471		
③ 整備台数 (予備機除く)			410		
④ ③のうち 基金事業によるもの			410		
⑤ 累積更新率			100	103.01	109.04
⑥ 予備機整備台数			61		
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの			61		
⑧ 予備機整備率			15		

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和8年度末までに学習用端末の更新を行います。新たに導入する端末の台数は、令和8年度の全校児童生徒分と予備機(国が示す、故障率を勘案した児童生徒数の15%)を予定し、以降5年間“1人1台端末”を維持できる台数を整備します。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：547台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設で再利用：100台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者や資源有効利用促進法の製造事業者
に再使用・再資源化を委託：447台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和9年1月 新規購入端末使用開始

令和9年4月 処分事業者 選定

令和9年10月 使用済端末の事業者への引き渡し

② ネットワーク整備計画

毎年、ネットワークの保守業務を委託しており、今後も年4回点検の中で帯域測定を継続し、またネットワーク利用状況の確認を行いながら、快適なインターネット接続環境の整備を行います。

(ネットワーク整備計画)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要なネットワーク速度が確保できている学校の数	4校／5校	4校／5校	5校／5校	5校／5校	5校／5校
アセスメントの実施の有無	毎年度実施 (保守点検と併せて実施)				
十分な通信帯域の確保に向けた対策		アセスメントの結果を踏まえ、通信環境の改善を図る	アセスメントの結果を踏まえ、通信環境の改善を図る	アセスメントの結果を踏まえ、通信環境の改善を図る	アセスメントの結果を踏まえ、通信環境の改善を図る

2 数値目標

本計画に基づく取り組みの達成状況を把握するため、下記のとおり「学校教育情報化の数値目標」を設定します。

（学校教育情報化の数値目標）

項目		単位	現状値	目標値		
全国学力・学習状況調査			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1人1台端末の積極的活用	学習用端末を週3回以上使用した児童生徒の割合	児童の割合(%)	55.0	70.0	90.0	100.0
		生徒の割合(%)	34.9	50.0	70.0	90.0
	学習用端末等を週3回以上活用した学校の数	小学校	2	3	3	3
		中学校	2	2	2	2
個別最適・協働的な学びの充実	児童生徒が自分で調べる場面で、学習用端末を週3回以上使用させている学校の数	小学校	2	3	3	3
		中学校	1	2	2	2
	児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面で、学習用端末を週3回以上使用させている学校の数	小学校	1	2	3	3
		中学校	1	2	2	2
	教職員と児童生徒がやりとりする場面で、学習用端末を週3回以上使用させている学校の数	小学校	1	2	3	3
		中学校	1	1	2	2
	児童同士（生徒同士）がやりとりする場面で、学習用端末を週3回以上使用させている学校の数	小学校	1	2	3	3
		中学校	1	1	2	2
学びの保障	児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で、学習用端末を週3回以上使用させている学校の数	小学校	1	2	3	3
		中学校	1	2	2	2
	不登校の児童生徒に対する学習活動等の支援として、学習用端末を週3回以上活用している学校の割合	小中学校の割合(%)	0.0	50.0	75.0	100.0
	特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援として、学習用端末を週3回以上活用している学校の割合	小中学校の割合(%)	40.0	50.0	75.0	100.0
	児童生徒に対する相談・支援体制として、学習用端末を週3回以上活用している学校の割合	小中学校の割合(%)	0.0	0.0	40.0	50.0
「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検等	外国人児童生徒に対する学習支援として、学習用端末を週3回以上活用している学校の割合	小中学校の割合(%)	該当者なし	100.0	100.0	100.0
	障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を要する児童生徒に対して、入出力支援装置等を活用し実態に応じた支援を行っている学校の割合	小中学校の割合(%)	該当者なし	該当者なし(見込)	100.0	100.0
校務のデジタル化	校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力作業の一掃に取り組む学校の数	小中学校	未導入	未導入	システム導入	5
	教職員間の情報共有や連絡等にクラウドサービスを取り入れている学校の数	小中学校	2	3	5	5
	児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡の全て又は半分以上をクラウドサービス等を用いて、PC・モバイル端末等から受けつけ、学校内で集計している学校の数	小中学校	1	1	3	5
ネットワークの改善			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
常域の確保	必要なネットワーク速度を確保済みの学校の数	小中学校	4	4	5	5